

## 港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年7月9日

今治港長



今治港における航泊の禁止について  
今治港内において、今治市民のまつり「おんまく」花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。ただし、港長が許可した船舶を除く。

### 記

#### 1 期間

平成22年8月8日（日） 午後8時00分から  
花火大会終了までの間  
（予備日 平成22年8月9日（月）の同時間）

#### 2 区域

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

基点：今治港東防波堤灯台

A点 基点から真方位16度300mの地点

（北緯34度04.62分 東経133度00.40分、中型フェリー岸壁先端と基点の見通し延長上）

B点 基点から真方位117度650mの地点

（北緯34度04.30分 東経133度00.72分）

C点 今治港第3栈橋東端

D点 今治港美保町第一防波堤灯台

\* A点、B点及びA点とB点を結んだ線上の中間点に赤色点滅灯を点灯した船舶が錨泊し、また、C点及びB点とC点を結ぶ線の護岸には赤色点滅灯が設置される。

#### 3 その他

花火大会期間中、現場付近海域には警戒船9隻が配備され、警戒にあたる。

# 今治港

